



TOKIO MARINE
ASSET MGT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2026年9月28日

東京海上セレクション・全世界株式インデックス

追加型投信/内外/株式/インデックス型

❗ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016

受付時間: 営業日の9時~17時

受託会社

ファンドの財産の保管・管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

みんなの文字®

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし	その他 (MSCIオール・ カントリー・ ワールド・ インデックス (配当込み、 円換算ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行う「東京海上セレクション・全世界株式インデックス」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月11日に関東財務局長に提出しており、2026年9月27日にその効力が生じています。
- 約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2026年6月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	3兆1,932億円



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックスに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

※ D R (預託証券)、REIT(不動産投資信託証券)に投資する場合があります。

D R とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証書です。株式と同様に、取引所等で取引されます。

- 「TMA外国株式インデックスマザーファンド」、「東京海上・新興国株式インデックスマザーファンド」、「東京海上・M S C I ジャパン株式インデックスマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックスに採用されている銘柄に投資します。

※ 資金動向等によっては、「東京海上・新興国株式インデックスマザーファンド」において、新興国の株価指数を対象とする E T F (上場投資信託証券)に投資する場合があります。

- M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックスにおける先進国(除く日本)、新興国および日本の構成割合をもとに各マザーファンドの投資配分比率を決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行います。

2

M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を行うことがあります。

< M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックスについて >

M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の先進国・新興国の株式で構成されています。

M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべて M S C I Inc. に帰属します。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

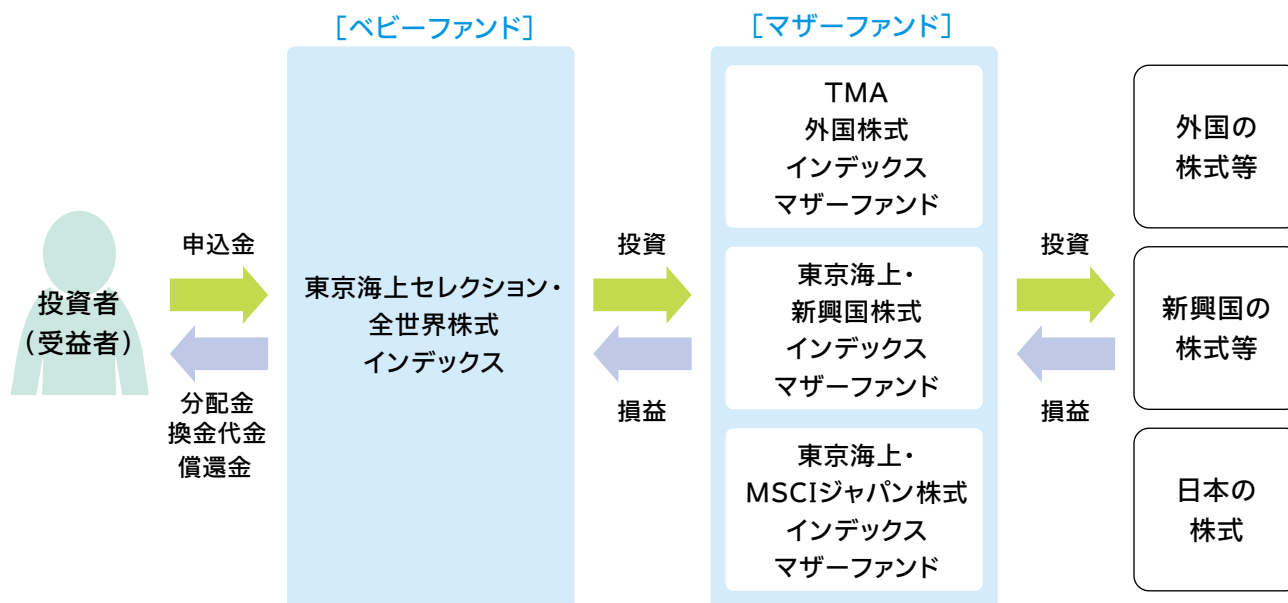
手続・手数料等



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

※「TMA外国株式インデックスマザーファンド」は、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

※「東京海上・新興国株式インデックスマザーファンド」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

※「東京海上・MSCIジャパン株式インデックスマザーファンド」は、MSCIジャパン・インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配方針

◎年1回決算を行います。

- **11月15日**(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

<指数の著作権等について>

ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI Inc. が独占的に所有しています。

MSCI Inc. および MSCI 指数は、MSCI Inc. およびその関連会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc. とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、ファンドまたはファンドの委託会社あるいは受益者に限らず、MSCI Inc. により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ファンドの受益者に対し、ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc. は、自らが信頼できると考える情報源から MSCI 指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、ファンドの委託会社、ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して MSCI 指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI 指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc. の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI Inc. に問い合わせることなく、ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなる MSCI Inc. のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI Inc. の書面による許諾を得ることなく MSCI Inc. との関係は一切主張することはできません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価 格 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。 また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。 さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流 動 性 リ ス ク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
M S C I オ ー ル ・ カ ン ト リ ー ・ ワ ー ル ド ・ イ ン デ ク ス (配 当 込 み、 円 換 算 ベ ー ス) と の 乖 離 リ ス ク	ファンドの投資成果はM S C I オール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・M S C I オール・カンントリー・ワールド・インデックスに採用されている銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがM S C I オール・カンントリー・ワールド・インデックスにおけるウェイトと異なること ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

次ページへ続く



投資リスク

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



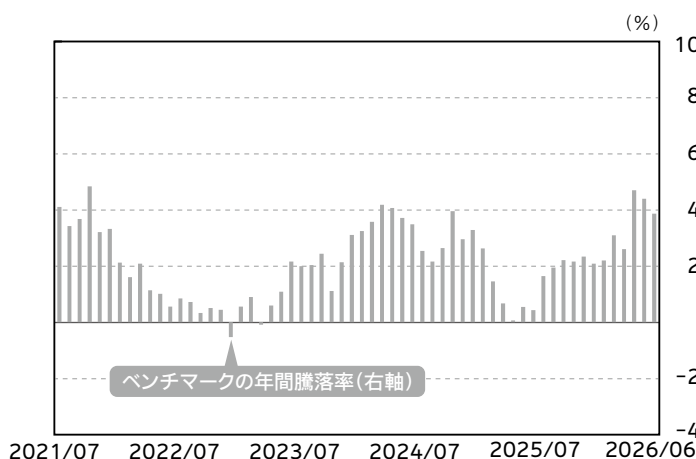
投資リスク

参考情報

2021年7月～2026年6月

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

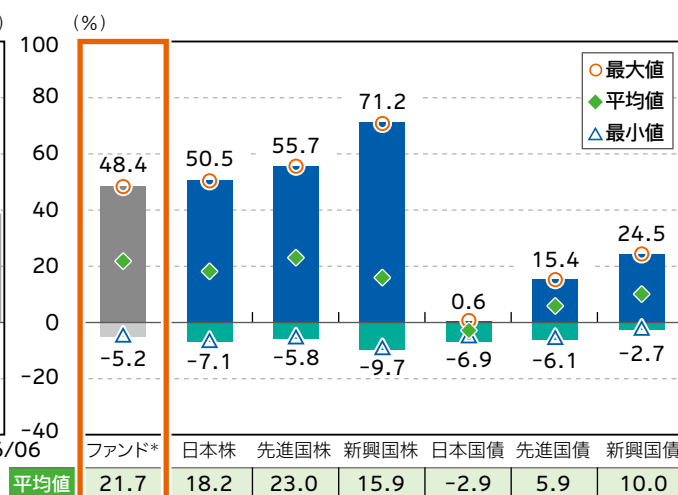


※ファンドは設定前のため、分配金再投資基準価額を表示できません。

※ファンドは設定前のため、ベンチマークの年間騰落率を表示しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは設定前のため、ベンチマークの年間騰落率を用いています。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下、J P Xといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI (国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



運用実績

2026年9月11日現在

ファンドは、2026年9月29日から運用を開始します。有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

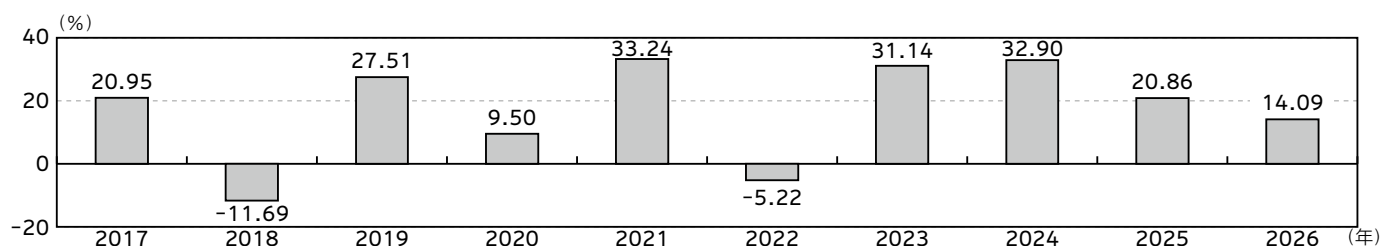
分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移



※ベンチマークの騰落率を表示しています。

※2026年は、2025年末と2026年6月末の騰落率です。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ



購入時

購入単位	1円以上1円単位
購入価額	当初申込日：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
購入の申込制限	原則として、確定拠出年金制度を利用する場合の購入の申込みに限るものとします。



換金時

換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、6営業日目からお支払いします。



申込みに
ついて

申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の 申込期間	当初申込日：2026年9月28日 継続申込期間：2026年9月29日から2028年2月15日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用
実績

手続・
手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等



その他

信託期間	無期限（2026年9月29日設定）
繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算日は2027年11月15日
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

信託報酬率	支払先	配分(税抜)	役務の内容
<u>年率0.1078%</u> (<u>税抜0.098%</u>)	委託会社	年率 0.04%	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
	販売会社	年率 0.04%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.018%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

その他の費用・ 手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用

※上記の費用・手数料等は、定期的な見直しや取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※ファンドが実質的に投資するREIT、ETFについては、市場の需給等により価格形成されるため、REIT、ETFの費用は表示していません。



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。
- 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

分配時

所得税および地方税

配当所得として課税
普通分配金に対して20.315%

換金（解約）・償還時

所得税および地方税

譲渡所得として課税
換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2026年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。

12

13